

## 脱炭素社会の実現に向けた連携に関する協定書

宇陀市(以下「甲」という。)と、大和信用金庫(以下「乙」という。)は、綿密な相互の連携によって宇陀市内における脱炭素への取り組みを促進し、もって宇陀市の発展に寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

### (連携項目)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の密接な連携・協力により、次の各号に規定する宇陀市内における脱炭素に資する事項とする。

- (1)宇陀市内における脱炭素への意識醸成および取り組み促進
- (2)中小企業における脱炭素に向けた設備投資を促進・支援する取り組み
- (3)一般家庭における電気自動車(EV)・太陽光発電設備・家庭用蓄電池等の設置を促進・支援する取り組み
- (4)その他宇陀市内における脱炭素に向けた取り組み

### (協定の期間)

第2条 本協定の有効期間は、本協定書の締結日から令和13年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

### (協定書に定めのない事項)

第3条 本協定に関する疑義及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

### (秘密保持)

第4条 甲及び乙は、第1条の連携の実施にあたり知り得た秘密情報を第三者に開示もしくは漏洩し、または前文に定める目的以外の目的に利用してはならない。ただし、以下の事項は除くものとする。

- (1)相手方から開示された時点で、既に公知となっているもの
  - (2)相手方から開示された後、開示を受けた当事者の責によらずに公知となったもの
  - (3)相手方から開示された時点で、既に開示を受けた当事者が保有していたもので、その旨を遅滞なく相手方に通知したもの
  - (4)法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示要求されたもの
- 2 甲及び乙は、本協定終了後も前項による秘密保持の義務を負うものとする。

### (反社会的勢力)

第5条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に定める「暴力団」、同第6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会勢力又は人物と一切の関係を持たないことを確約する。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年12月1日

甲 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市長

金剛一智

乙 奈良県桜井市大字桜井281番地の11

大和信用金庫

理事長

中村正徳